

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	北陸財務局長
【氏名又は名称】	澁谷工業株式会社
【住所又は本店所在地】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【報告義務発生日】	平成19年9月27日
【提出日】	平成19年9月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	澁谷工業株式会社
証券コード	6340
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、名古屋

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	澁谷工業株式会社
住所又は本店所在地	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

該当事項なし

③【法人の場合】

設立年月日	昭和24年6月21日
代表者氏名	澁谷 弘利
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	自動ボトリングシステムの製造販売 産業用ロボット装置並びに金属工作機械の製造販売 医療機械器具の製造販売

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	澁谷工業株式会社 常務取締役 吉道 義明
電話番号	076-262-1201

(2)【保有目的】

株券については、機動的な資本政策の遂行を可能にすること。
新株予約権証券については、発行会社の株券等に関し濫用的な大量買付行為等がなされた場合などに発動される買収防衛策である第1回信託型ライツ・プランの導入のため、受託者たる信託銀行に新株予約権を割当て、これを信託財産として管理させ、所定の新株予約権交付事由が発生した場合には、その際に特定される株主に新株予約権を交付させること。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,124,373 株		
新株予約権証券 (株)	A	—	G 40,150,000 株
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 1,124,373 株	N	O 40,150,000 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 41,274,373 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S 40,150,000 株		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成19年9月27日現在)	T 27,500,315 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	61.01 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成19年7月30日	普通株式	75	0.00%	市場外	取得	975
平成19年9月27日	新株予約権証券	40,150,000	59.35%	市場外	取得	0

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

新株予約権証券に関し、住友信託銀行株式会社との間で、平成19年9月27日付で信託契約を締結し、同社は、受託者として、第1回信託型ライツ・プラン新株予約権40,150,000個の割当てを受け、これを信託財産として管理し、所定の新株予約権交付事由が発生した場合には、その際に特定される株主に新株予約権を交付する。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	1,009,924千円
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	1,009,924千円

② 【借入金の内訳】

該当事項なし

③ 【借入先の名称等】

該当事項無し